

第5章 重点整備地区の区域及び特定経路，準特定経路

1 重点整備地区の区域

交通バリアフリー法は、「高齢者や身体に障害のある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進する。」ことを目的としており，重点整備地区の要件の一つとして，「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ，かつ，相当数の高齢者，身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設，福祉施設及びその他の施設の所在地を含む地区であること。」と規定しています。

これを京都地区に当てはめると，まず，京都地区における公共交通機関の核であるJR京都駅，新幹線京都駅，近鉄京都駅及び地下鉄京都駅を利用する高齢者や身体に障害のある方などが，旅客施設から目的地まで，安全で円滑に徒歩で移動できる交通環境の整備に重点を置き，京都地区基本構想を策定する必要があります。

そして，重点整備地区の区域については，JR京都駅，新幹線京都駅，近鉄京都駅及び地下鉄京都駅で電車から降りて徒歩で行くのが一般的であると考えられる駅周辺の施設のうち，多くの高齢者や身体に障害のある方などが日常生活や社会生活において利用すると考えられる施設を含む区域とすることが必要となります。

このことを踏まえ，重点整備地区の区域を以下のように設定しました。

(1) 旅客施設周辺に立地する官公庁施設や福祉施設などの主要施設の抽出

旅客施設駅からの徒歩圏内（駅から概ね半径500m～1kmの範囲）に立地し，多くの高齢者や身体に障害のある方などが，駅を経由して徒歩で利用すると考えられる施設を表-7のように抽出しました。

表-7 駅周辺に立地する主要施設

福祉施設	医仁会老健施設白寿，若杉学園，崇仁コミュニティセンター
医療施設	武田病院，木津屋橋武田病院，福島病院，九条診療所，吉川眼科病院，橋本整形外科診療所
教育施設	京都科学技術専門学校，龍谷大学
官公庁施設	下京区役所，下京福祉事務所，下京保健所，京都七条ハローワーク，七条警察署，下京社会保険事務所，京都中央郵便局，国土交通省京都国道事務所，下京消防署，キャンパスプラザ京都
文化・レクリエーション施設	京都タワー，東本願寺，西本願寺，梅小路公園，渉成園，東寺，京都市南図書館
商業・宿泊施設	京都駅ビル，京都駅前地下街（ポルタ），プラッツ近鉄，アバンティ，ホテル京阪京都，新都ホテル，新阪急ホテル，リーガロイヤルホテル

(2) 重点整備地区の区域の設定

表 - 7 の施設のうち、高齢者や身体に障害のある方にとって特に重要な施設である武田病院、下京区役所、下京福祉事務所及び下京保健所、そして高齢者や身体に障害のある方を始めとする、多くの方が利用するプラッツ近鉄、アバンティなどの大規模商業施設、龍谷大学、キャンパスプラザ京都、また、日本人や外国人観光客が多く訪れる東本願寺、西本願寺及び東寺などの文化施設を重要施設と捉えました。また、重点整備地区は、JR京都駅、新幹線京都駅、近鉄京都駅及び地下鉄京都駅とこれらの施設とを結ぶ経路を含む地区とすることとしました。

区域の設定に当たっては、JR京都駅、新幹線京都駅、近鉄京都駅及び地下鉄京都駅に近接する近鉄東寺駅、地下鉄九条駅及び京阪七条駅の位置や表 - 7 の施設間の移動を勘案し、また、駅周辺の居住環境整備の観点なども踏まえ、駅を中心として一体的にバリアフリー化を推進すべき区域として総合的に判断しました。

具体的な区域の線引きについては、道路によって明確に境界を定めました。

重点整備地区の区域を図 - 7 に示します。

2 特定経路、準特定経路

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け、この特定経路を構成する道路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するほか、特定経路を構成する道路以外の駅前広場、通路等においても、バリアフリー化のための事業の実施に努めるものとしています。

また、特定事業の実施に当たっては、2 m 以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

京都地区の道路の特定経路の設定に当たっては、1(2)で重要施設として抽出した武田病院、下京区役所、下京福祉事務所、プラッツ近鉄、アバンティ、龍谷大学、キャンパスプラザ京都、東本願寺、西本願寺及び東寺に着目し、当該駅とこれらの施設とを結ぶ主要経路について特に重点的にバリアフリー化を図っていくべきであると判断しました。また、今後、重点整備地区のひとつとして取組を行う京阪七条駅を中心とした七条地区との連続した経路の確保のため、京阪七条駅から西方面に向かう経路についてもバリアフリー化を図るべきであると考えました。

ただし、このうち、主要施設へ向かうための歩道が、一部道路幅員が狭小で勾配が急であるなど、2 m 以上の歩道幅員の確保や勾配の緩和が難しく、かつ、特定事業の目標年次である平成22年までに、道路拡幅に必要な用地を確保することが極めて困難な区間については、特定経路を補完する経路として「準特定経路」に位置付け、特定経路の整備に併せてできる限りバリアフリー化を図っていくこととしました。

なお、道路以外の主要な移動経路としては、北口駅前広場と南北自由通路を特定経路と位置付け、バリアフリー化を図っていくこととします。

このような考え方にに基づき、以下のとおり特定経路と準特定経路を設定しました。

(1) 特定経路の設定

JR 京都駅，新幹線京都駅，近鉄京都駅及び地下鉄京都駅と武田病院，キャンパスプラザ京都，東本願寺及び西本願寺とを結ぶ主たる経路のうち，表 8 の区間を特定経路に位置付けました。

表 - 8 特定経路

特定経路	区 間：京都駅～東本願寺 該当する路線：一般国道24号 府道下鴨京都停車場線（通称：烏丸通） 皆山経6号線
特定経路	区 間：京都駅～西本願寺 該当する路線：一般国道1号 府道伏見港京都停車場線（通称：塩小路通）
特定経路	区 間：京都駅～下京区役所の南方（西洞院通と塩小路通の交差点） 該当する路線：安寧緯7号線
特定経路	区 間：アバンティ～京都駅～伏見稻荷大社御旅所（国道1号と東寺道の交差点） 該当する路線：一般国道1号 八条通
その他の 特定経路	・京都駅北口駅前広場（京都駅ビル前面空地含む。） ・京都駅南北自由通路

(2) 準特定経路の設定

駅と龍谷大学及び駅と東寺とを結ぶ主たる経路，並びに国道24号のうち，表 - 9 の区間を準特定経路に位置付けました。

表 - 9 準特定経路

準特定経路	区 間：烏丸通～河原町通 該当する路線：一般国道24号（通称：七条通）
準特定経路	区 間：国道1号～龍谷大学 該当する路線：府道梅津東山七条線（通称：七条通）
準特定経路	区 間：国道1号～東寺 該当する路線：東寺道

特定経路，準特定経路を図 7 に示します。

